

佐賀県知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年十二月二十日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県条例第三十八号

佐賀県知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

佐賀県知事等の給与の特例に関する条例（平成十九年佐賀県条例第五十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで」を「平成二十三年一月一日から同年三月三十一日まで」に改める。

第二条第一項第三号中「百分の三・五」を「百分の二」に改める。

附 則

この条例は、平成二十三年一月一日から施行する。

佐賀県知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(知事、副知事、常勤の監査委員及び教育長の給料の特例)</p> <p><b>第一条</b> 知事、副知事、常勤の監査委員及び教育長の平成二十三年一月一日から同年三月三十一日までの間(以下「特例期間」という。)における給料月額は、佐賀県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例(昭和二十八年佐賀県条例第七号)第三条第一項の規定にかかわらず、同条例別表第一の給料月額(円)の欄に掲げる額から、当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額については、この限りでない。</p> <p>一～三 略</p> <p>(一般職の職員の給与の特例)</p> <p><b>第二条</b> 佐賀県職員給与条例(昭和二十六年佐賀県条例第一号。以下「県職員給与条例」という。)又は佐賀県公立学校職員給与条例(昭和三十二年佐賀県条例第四十四号。以下「学校職員給与条例」という。)の適用を受ける職員(一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年佐賀県条例第二号)第二条の規定により任期を定めて採用された職員を除く。以下同じ。)の特例期間における給料月額は、県職員給与条例第三条第一項及び佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成十七年佐賀県条例第七十二号)附則第七条又は学校職員給与条例第五条第一項及び佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例(平成十七年佐賀県条例第</p>	<p>(知事、副知事、常勤の監査委員及び教育長の給料の特例)</p> <p><b>第一条</b> 知事、副知事、常勤の監査委員及び教育長の平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間(以下「特例期間」という。)における給料月額は、佐賀県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例(昭和二十八年佐賀県条例第七号)第三条第一項の規定にかかわらず、同条例別表第一の給料月額(円)の欄に掲げる額から、当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額については、この限りでない。</p> <p>一～三 略</p> <p>(一般職の職員の給与の特例)</p> <p><b>第二条</b> 佐賀県職員給与条例(昭和二十六年佐賀県条例第一号。以下「県職員給与条例」という。)又は佐賀県公立学校職員給与条例(昭和三十二年佐賀県条例第四十四号。以下「学校職員給与条例」という。)の適用を受ける職員(一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年佐賀県条例第二号)第二条の規定により任期を定めて採用された職員を除く。以下同じ。)の特例期間における給料月額は、県職員給与条例第三条第一項及び佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成十七年佐賀県条例第七十二号)附則第七条又は学校職員給与条例第五条第一項及び佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例(平成十七年佐賀県条例第</p>

改正後	改正前
<p>七十五号) 附則第七条の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額から、当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、給料の調整額、手当の額、勤務一時間当たりの給与額(県職員給与条例第十二条、学校職員給与条例第十三条、佐賀県職員の育児休業等に関する条例(平成四年佐賀県条例第二号)第二十三条、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年佐賀県条例第十八号)第二十四条第三項又は職員の修学部分休業に関する条例(平成十七年佐賀県条例第七号)第三条の規定を適用する場合における勤務一時間当たりの給与額を除く。)及び教職調整額の算出の基礎となる給料月額については、この限りでない。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 前二号に掲げる職員以外の職員 百分の二</p>	<p>七十五号) 附則第七条の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額から、当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、給料の調整額、手当の額、勤務一時間当たりの給与額(県職員給与条例第十二条、学校職員給与条例第十三条、佐賀県職員の育児休業等に関する条例(平成四年佐賀県条例第二号)第二十三条、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年佐賀県条例第十八号)第二十四条第三項又は職員の修学部分休業に関する条例(平成十七年佐賀県条例第七号)第三条の規定を適用する場合における勤務一時間当たりの給与額を除く。)及び教職調整額の算出の基礎となる給料月額については、この限りでない。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 前二号に掲げる職員以外の職員 百分の三・五</p>